

令和5年7月12日

## 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、「対人稽古再開に関する感染予防ガイドライン」を改定し、令和5年6月2日付で「稽古に関する感染予防ガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）を制定しましたが、これに伴い「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」（以下、「大会ガイドライン」）を改定しました。

大会ガイドラインは全剣連主催の大会に適用するものですが、各都道府県剣連においても、大会を実施する場合、この大会ガイドラインを参考に、地域及び各剣連の特性に合わせたガイドラインを作成し、安全な大会実施にあたるようにしてください。

なお、本ガイドラインの規定と試合・審判規則等とが抵触する場合、当面は本ガイドラインの規定を優先します。また、感染症の状況や大会会場が所在する都道府県、大会会場となる施設の方針により、逐次、大会ガイドラインの見直し等により安全性の確保を図る予定ですので、ご留意ください。

### ガイドライン

#### 【大会を開催するにあたって】

- (1) 全剣連は、公益法人として、政府・行政・各自治体の方針に基づき、剣道の特性を考慮した各種対応を実施する。
- (2) 全剣連は、開催場所が所在する都道府県等自治体及び大会会場となる施設の方針を遵守するものとする。また、自治体や施設には感染対策について事前に相談を行い、了承を得たうえで各種対応を実施する。
- (3) 全剣連は、感染症に関する専門家の意見を尊重し、十分な意見交換を行う。
- (4) 全剣連は、今後、政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時、本ガイドラインの見直しを行う。

- (5) 全剣連は、本ガイドラインの内容について、選手、関係者全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。また、本大会の運営に係るすべての関係者にも、理解と協力を要請する。(関係者とは出場選手付添い・出場選手関係者・審判員・役員・係員・都道府県剣道連盟関係者・全日本剣道連盟職員のことをいう。)

関係者の家族、近親者並びに雑誌、TV等報道各社の記者、スタッフにも、本ガイドラインの趣旨の徹底について、理解と協力を求める。

- (6) 選手並びに関係者は、大会ガイドラインを遵守し、安全な大会の運営に協力する。
- (7) 大会スケジュールを策定するにあたっては、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。

#### 【大会を開催するにあたって】

##### 1. 大会への出場・参加について

- (1) 以下に該当する者は出場（関係者は参加）できない。

①基礎疾患のある者

基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。

ただし、これらの者が出場（参加）を希望する場合は、主治医の承認を得るものとする。

- ②発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）。

- ③咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。

- ④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

- ⑤過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

## 2. 日常生活における感染予防

選手・大会に参加する関係者へは、ワクチンの3回の接種を推奨する。そして、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努め、特に以下の点を遵守する。また、その家族、近親者においても協力を求める。

- (1) 3密（密集・密閉・密接）を避ける。
- (2) 手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を励行する。
- (3) 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。

マイクロ飛沫が、屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。

- (4) 選手・大会に参加する関係者は、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、出勤（通学）見合わせ・早退・医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。

## 3. 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

### (1) 発熱した場合

#### ①体温が37.5度以上の場合

選手、大会に参加する関係者（以下同じ）は、起床時の検温で37.5度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、医療機関を受診し、医師の判断を仰ぐ。

#### ②37.0度以上の体温が2日間続いた場合

起床時、もしくは就寝時の検温で、37.0度から37.4度が2日連続で続いた場合も、上記と同様とする。

## 4. 大会開催時の主催者による感染予防対策（大会前日を含む）

### (1) 選手・関係者の入場・受付

- ①選手・関係者に、大会参加及び会場入場に当たって、受付を行う。なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。
- ②会場入口にて検温を実施し37.5度以上あるものは入場させない。
- ③会場入口に消毒液を設置し、入場時に消毒を徹底させる。
- ④入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、選手並びに関係者や観戦者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。

## (2) 大会会場の換気および空調の対策

- ①ドアは可能な限り開放し風通しを確保する。
- ②外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化のほか、工業用送風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を実施する。
- ③通風・換気の確認のためCO<sub>2</sub>モニターを使用する。

## (3) 更衣室・待機場所ほか控室・トイレなどの環境整備

- ①更衣室・控室はスペースを確保し、間接的な接触を解消できるようにする。
- ②更衣室・控室は、できるだけ向かい合う2つのドアや窓を開け、風通しを確保する。
- ③トイレには消毒液・ペーパータオルを設置する。
- ④選手・関係者は、会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
- ⑤手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にアルコール消毒液等を配置する。

## (4) 打ち合わせ

### ①審判・選手（監督）打ち合わせ

打ち合わせの際は審判・選手（監督）の席を指定する。

### ②その他会議や打ち合わせ

(ア) できる限り風通しのよい場所で、窓やドアの開放および扇風機の併用により換気を確保し、適切な参加人数、互い違いに座るなど相互の距離（1メートル以上）に十分に配慮する。

## 6. その他の注意

- (1) 時間に余裕を持って行動するように求める。
- (2) 係員は選手と必要以上に接触しないようにさせる。

## 7. 取材対応について

### (1) 事前申請

当日、取材を希望する報道関係者は事前に全日本剣道連盟へ申請する。

申請を受けた報道関係者にはパスを発行し、パスを持っていないければ原則入場は認めない。

## (2) 取材エリア

可能であれば取材可能エリアを設ける。

### 【大会時の選手（付添い含む）の心得】

#### 1. 大会期間中の注意

(1) ホテルでは部屋の換気を行う。

#### 2. 大会期間中の移動

(1) 移動前後には必ず手洗いと手指の消毒、うがいを実施する

#### 3. 大会当日の注意

(1) 起床時、体温測定（起床時）と次の体調確認を行う。

咽頭痛、咳、嗅覚異常、味覚異常、強い倦怠感、その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)

(2) 施設に入場後、受付を行い、受付終了者は、指定された場所に移動し、待機する。

(3) 更衣室は更衣のみとし、密を避けるために更衣が終わったら速やかに退出する。

#### (4) 待機場所

①試合時以外は指定された場所にて待機する。

②基本的には試合場との移動のみとし、不必要に動かない。

#### (7) 食事について

指定された場所以外で食事しない。

(8) 時間に余裕を持って行動する。

#### 4. 試合中の注意

(1) 面マスクまたは、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆うものとする。シールドは口元を覆うものとし、形状の指定はしない）シールド着用の場合には、シールド下部に飛沫防止用のフィルター spons ジを着用することが望ましい。

## 5. 観戦者への注意

声援は、飛沫が飛散し感染拡大の恐れがあるため、禁止する。

### 【暫定的な試合・審判の方法】

- (1) 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら大会実施要項に定める。
- (2) 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、熱中症対策を積極的に取り入れる。
- (3) 審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行ない、副審は試合開始線の外側を通り定位置まで進む。
- (4) 合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。
- (5) 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。

### 【大会終了後について】

1. 大会に参加した選手・関係者が罹患と診断された場合の報告と対応
  - (1) 大会終了後、1週間以内に医師により罹患と診断された場合は、医師の指示に従って対応し、全剣連事務局へ至急連絡する。
  - (2) 全剣連は感染症の専門家に相談し、指示を仰ぐ。

以上

令和2年8月27日制定

令和3年8月2日改定

令和4年5月27日一部改定

令和5年7月12日一部改定